

(一財)食品産業センター 環境委員会 NEWS

No.69

平成29年3月3日発行

<http://www.shokusan.or.jp/kankyo/committee/index.html>

(一財)食品産業センター環境委員会 事務局 加藤・渡邊

TEL:03-3224-2384/FAX:03-3224-2398

Mail : m-kato@shokusan.or.jp

=====

賛助会員各位

日頃より(一財)食品産業センター 環境委員会の活動にご理解とご協力賜り誠にありがとうございます。
ごぞいます。

配信記事

電子マニフェストシステム利用料金の改定について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の「電子マニフェストシステム利用料金の改定」について、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターより、下記の通知がありましたのでご連絡申し上げます。

※電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、平成29年4月1日に電子マニフェストシステム利用料金の一部を値下げすることになりました。

詳細は、下記掲載のHPをご参照ください。

URL

<http://www.jwnet.or.jp/publish/mailmag/backnumber/no092.html#1>

※環境委員ニュースは、メール又はFAXで配信しています。FAX版は、添付資料等により送付数が多くなることや、内容を当方より指定させていただいたURLにて別途ご確認をお願いすることがございます。そのため、出来るだけメール配信といたしたく考えます。現在、FAXで配信させていただいている方で、メール配信にご変更いただける方は、事務局までご連絡をお願いします。

日廃振セ発第 320 号
平成 29 年 3 月 1 日

一般財団法人食品産業センター
技術環境部
環境・廃棄物ご担当者 様

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
理事長 岡澤 和好



電子マニフェストシステム利用料金の改定について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当センターの事業推進につきましては、日頃より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、平成 29 年 4 月 1 日に電子マニフェストシステム利用料金の一部を値下げすることといたしました。

つきましては、関係者への周知方ご協力賜りますようお願い申し上げます。

[添付資料]

1. 電子マニフェストシステム利用料金新旧対照表（加入規約抜粋）
2. 平成 29 年 4 月 電子マニフェスト料金値下げのお知らせ

[掲載ホームページ URL]

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/H29ryokinnesage.html>

[問合せ先]

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター 業務推進部 新井、佐藤
電話. 03-5275-7113

平成29年4月 電子マニフェスト 料金値下げのお知らせ

B・C使用料
30円/件⇒20円/件
(税抜)

この度、少量排出事業者を中心とする利用者の経済的負担の軽減を図るとともに、電子マニフェストの一層の普及拡大を図る観点から、平成29年4月1日から基本料と使用料の一部を値下げすることといたしました。是非ご加入ください。また、現在利用されている方も、利用料金区分を変更することにより、さらにお得になる場合がありますのでご検討ください。

◆排出事業者

(税込)

利用料金区分	A料金		B料金		団体加入料金 ※2 (C料金)	
	変更前	平成29年4月1日 以降	変更前	平成29年4月1日 以降	変更前	平成29年4月1日 以降
基本料 (1年間)	25,920円		2,160円	1,944円	不要	
使用料 (登録情報1件につき)	10.8円		(66件まで無料) 32.4円	(90件まで無料) 21.6円	32.4円	21.6円
利用区分の目安となる 年間登録件数 (※1)	1,200件以上	2,401件以上	1,199件以下	2,400件以下	-	

※1) 年間登録件数が2,400件以下の場合はB料金の方がお得です。2,401件以上登録する場合は、A料金をおすすめします。

※2) 排出事業者が30以上集まって加入する等の条件を満たす排出事業者は、団体加入により加入することができます。団体加入は、利用料金表に定めるC料金(団体加入料金)を適用されます。

◆処分業者(処分報告機能+2次登録機能)

(税込)

利用料金区分	A料金 (処分報告機能+2次登録機能)		B料金 (処分報告機能+2次登録機能)	
	変更前	平成29年4月1日 以降	変更前	平成29年4月1日以降
基本料 (1年間)	25,920円		12,960円	
使用料 (登録情報1件につき)	10.8円		(66件まで無料) 32.4円	(90件まで無料) 21.6円
利用区分の目安となる 年間登録件数 (※3)	700件以上	1,381件以上	699件以下	1,380件以下

※3) 年間登録件数が1,380件以下の場合はB料金の方がお得です。1,381件以上登録する場合は、A料金を選択してください。

■料金区分変更 (A料金⇒B料金、B料金⇒A料金) の手続きは3月17日(金)までに行ってください。詳細はJWNETホームページをご覧ください。

自然にやさしいネットワーク



JWNET
Japan Waste Network®

＜お問合せ＞

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター 業務推進部

TEL: 0800-800-9023 (通話料無料)

FAX: 03-5275-7112

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

電子マニフェストシステム利用料金新旧対照表（加入規約抜粋）

（現行）

別表 1 利用料金表

（税込）

加入区分	排出事業者			収集運搬業者	処分業者		
利用機能区分	1次登録			報告	報告	報告・2次登録	
料金区分	A料金	B料金	C料金 (団体加入)			A料金	B料金
基本料	25,920円	2,160円	0円	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円
使用料	10.8円	32.4円	32.4円	0円	0円	10.8円	32.4円

注 1、2) (略)

注 3) 使用料： システム利用に係る従量料金

①A料金の使用料は、電子マニフェスト情報の登録1件の料金

②B料金の使用料は、加入契約更新日（4月1日）から1年間の登録件数（予約登録件数を含む。以下、同じ。）が66件を超える分に係る登録1件の料金。初回基本料については、利用開始日から最初の3月31日までは、別表3に定める登録件数を超える分に係る登録1件の料金

注 4) (略)

別表 2 初年度における利用開始日の属する月別の基本料表

（単位：円）（税込）

利用開始日の属する月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
・排出事業者 A ・処分業者 A	25,920	23,760	21,600	19,440	17,280	15,120	12,960	10,800	8,640	6,480	4,320	2,160
・収集運搬業者 ・処分業者 (報告のみ) ・処分業者 B	12,960	11,880	10,800	9,720	8,640	7,560	6,480	5,400	4,320	3,240	2,160	1,080
・排出事業者 B	2,160	1,980	1,800	1,620	1,440	1,260	1,080	900	720	540	360	180

※「排出事業者 A」とは、別表 1 において加入区分が「排出事業者」、料金区分が「A料金」、をいう。以下同じ。

別表 3 初年度の基本料に含まれる登録件数表

利用開始日の属する月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
無料件数	66	66	55	55	44	44	33	33	22	22	11	11

(改正後) 平成 29 年 4 月 1 日適用

別表 1 利用料金表

加入区分	排出事業者			収集運搬業者	処分業者		
利用機能区分	1次登録			報告	報告	報告・2次登録	
料金区分	A料金	B料金	C料金 (団体加入)			A料金	B料金
基本料	25,920円	1,944円	0円	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円
使用料	10.8円	21.6円	21.6円	0円	0円	10.8円	21.6円

注 1、2) (略)

注 3) 使用料： システム利用に係る従量料金

①A料金の使用料は、電子マニフェスト情報の登録1件の料金

②B料金の使用料は、加入契約更新日(4月1日)から1年間の登録件数(予約登録件数を含む。以下同じ。)が90件を超える分に係る登録1件の料金。初回基本料については、利用開始日から最初の3月31日までは、別表3に定める登録件数を超える分に係る登録1件の料金

注 4) (略)

別表 2 初年度における利用開始日の属する月別の基本料表

(単位：円) (税込)

利用開始日の属する月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
・排出事業者 A ・処分業者 A	25,920	23,760	21,600	19,440	17,280	15,120	12,960	10,800	8,640	6,480	4,320	2,160
・収集運搬業者 ・処分業者 (報告のみ) ・処分業者 B	12,960	11,880	10,800	9,720	8,640	7,560	6,480	5,400	4,320	3,240	2,160	1,080
・排出事業者 B	1,944	1,782	1,620	1,458	1,296	1,134	972	810	648	486	324	162

※ 「排出事業者 A」とは、別表 1 において加入区分が「排出事業者」、料金区分が「A料金」をいう。以下同じ。

別表 3 初年度の基本料に含まれる登録件数表

利用開始日の属する月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
無料件数	90	90	75	75	60	60	45	45	30	30	15	15